

伊勢市公報

第499号
令和8年8月20日
木曜日

目次

	頁
教育委員会規則	
○ 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則	2
消防本部訓令	
○ 伊勢市消防史員服装規程の一部を改正する訓令	5
○ 伊勢市消防職員貸与品に関する規程の一部を改正する訓令	7
告 示	
○ 公金の徴収に関する事務の委託の告示事項の変更について	9
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	10
○ 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止について	12
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	14
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	15
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	16
○ 雨水出水浸水想定区域図に係る案の縦覧について	17
公 告	
○ 第一種市街地再開発事業の事業計画の縦覧について	18

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 6 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市消防吏員服装規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年8月7日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第4号

伊勢市消防吏員服装規程の一部を改正する訓令

伊勢市消防吏員服装規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「雨、雪」を「降雨又は降雪」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に改める。

第6条第1項中「作業服」の次に「、救急服」を加え、同条第2項中「保安帽」を「防火帽又は保安帽」に改める。

別表10月1日から翌年の5月31日までの項中「、略帽（冬用）、バンド（冬服用）」を「及びバンド（冬服用）」に改め、同表6月1日から9月30日までの項中「、略帽（夏用）」を削り、「バンド（夏服用）」の次に「及びポロシャツ」を加え、同表12月1日から翌年の3月31日までの項中「、手袋（白）」を「及び手袋（白）」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、別表6月1日から9月30日までの項の改正規定（「バンド（夏服用）」の次に「及びポロシャツ」を加える部分に限る。）は、伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則（令和8年伊勢市規則第39号）の施行の日から施行する。

伊勢市消防職員貸与品に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年8月7日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第 5 号

伊勢市消防職員貸与品に関する規程の一部を改正する訓令

伊勢市消防職員貸与品に関する規程（令和 8 年伊勢市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「			を
ワイシャツ			
」			
「			に
ワイシャツ			
ポロシャツ			
」			

改める。

附 則

この訓令は、伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則（令和 8 年伊勢市規則第 39 号）の施行の日から施行する。

伊勢市告示第 180 号

令和 8 年 4 月 15 日伊勢市告示第 87 号（公金の徴収に関する事務の委託について）の一部を次のように変更します。

令和 8 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

第 1 項中「伊勢市辻久留 3 丁目 15 番 17 号」を「伊勢市小木町 556 番地 1」に改める。

伊勢市告示第 181 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 8 年 7 月 23 日 午前 9 時 00 分	小俣駅西駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
〃	〃	小俣駅東駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	5 台
〃	〃	小俣駅高架下駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
〃	令和 8 年 7 月 23 日 午前 10 時 30 分	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	3 台
〃	〃	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	1 台
〃	〃	明野駅東駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	1 台
〃	〃	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	3 台
〃	〃	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	4 台

計	19台
---	-----

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
又は伊勢市御薗町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 182 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 25 第 4 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 32 第 2 項の規定により、指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 2 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 四季の里
所在地 四日市市西日野町 2806 番地 1
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 相談支援センターよろず
所在地 伊勢市小木町 565 番地 1
- 3 廃止の年月日
令和 8 年 7 月 31 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
特定相談支援
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430800678

障害児相談支援事業所 2470800075

伊勢市農業委員会告示第8号

伊勢市農業委員会第248回総会を次のとおり招集します。

令和8年8月12日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和8年8月17日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 8 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
443	丸文工業 株式会社	志摩市阿児町 鵜方 1173 番地 1	令和 8 年 7 月 29 日	令和 13 年 7 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 14 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
450	ナカモリ工務店	度会郡度会町棚橋 750 番地 5	令和 8 年 7 月 16 日

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、「雨水出水浸水想定区域図」を指定したいので、水防法施行規則(平成 12 年建設省令第 44 号)第 6 条の規定により、次のとおり当該区域図の案を縦覧に供します。

なお、当該区域図の案については、同令第 4 条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 8 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧内容

雨水出水浸水想定区域図

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道課

3 縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 17 日 (月)

至 令和 8 年 8 月 31 日 (月)

4 問い合わせ先

伊勢市上下水道部下水道課 電話 0596-65-5294

伊勢市公告第 44 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により、伊勢市駅前 C 地区第一種市街地再開発事業の事業計画（第 3 回変更）を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、三重県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和 8 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 第一種市街地再開発事業の施行者の名称

伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合

2 縦覧開始日

令和 8 年 8 月 12 日

3 縦覧場所

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 26 日まで

（日曜日及び土曜日を除く。）

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 意見書の提出期間

令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 9 月 9 日まで

7 意見書の提出先

津市広明町 13 番地（三重県庁 4 階）

三重県県土整備部住宅政策課